

質問書

	文書の種類	様式名・タイトル等	質問事項	質問に対する回答
1	(提出書類) 様式	様式全般 提出書類様式の捺印について	各様式によって捺印欄が必要な様式があります。契約に使用している(貴市に届出している等)印を捺印するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	(提出書類) 様式	様式1 参加申込書	所在地、会社名、代表者名の記載は参加するリース会社の本社所在地を記載し、「記」以下の連絡先等に担当する北海道の部店名等を記載すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	(提出書類) 様式	様式4 業務実績報告書	業務実績報告書について、記載する実績の指定はありますか。(納期何年以内、発注者が道内である必要がある等)	納期5年以内、発注者が道内所在であるものから優先的に記載願います。
4	(提出書類) 様式	様式4 業務実績報告書	地方公共団体実績と他官公庁(一般リース契約)の違いは、前者はLEDのリース案件、後者は空調設備等LED以外の一般リースについて記載するという認識で良いでしょうか。	地方公共団体実績についてはお見込みのとおり、他官公庁はLEDを含む一般リースについて記載願います。
5	(提出書類) 様式	様式4 業務実績報告書	民間(最近の省エネ事業などの主なリース案件実績)とありますが、省エネ事業以外のリース案件の実績でもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 省エネ事業の実績があれば優先的に記載願います。
6	実施要領	全般	「公共施設照明LED化事業」とありますが、リース会社がグループの代表企業として参加し、契約の締結を貴市とリース会社の2社間で契約締結する場合につき質問です。 賃貸に付随する業務で当社が自ら実施することができない業務(物販の搬入・保守、満了時の物件撤去、データ消去等)について、当該業務を【貴市】から当社が受注した上で、物件の売主等の業者に再委託してもよろしいでしょうか。	契約締結の際に「一括委任等の禁止」事項を設けさせていただく予定です。 構成員及び協力事業者に業務を委任する場合はこの限りではありませんが、これらの者以外の業者に再委託する場合は事前協議願います。
7	実施要領	全般	前の質問(No.【6】)のように当社が事実上できないのではなく、物件の設置工事など当社が【貴市】より請け負うことが法令上認められない業務(銀行法や建設業法等により規制される業務)がある場合、当社は、当該業務を【貴市】から受注するのではなく、【貴市】の指定または仕様書通りに物件を提供する為に、当社の責任において物件の売主等に当該業務を発注することで差支えないでしょうか。(当社の発注は法的に再委託にはなりませんが、再委託の場合(前の質問)と同様に売主等の業者に業務を行わせて良いでしょうか。)	実施要領中、「3.応募条件」に記載のとおり、「A.機器をリース及び管理する業務」「イ.機器を製造・販売する業務」「ウ.その他、業務遂行上必要な業務」の業務を履行する能力を有する事業者、もしくはグループを構成しこれらの条件を満たすことが応募条件となります。よって参加申込の際に参加資格要件を確認できていない者に業務を行わせる場合は事前協議願います。
8	実施要領	2. 事業の概要 (2) ②	事業内容に②リース期間中における設備の維持管理業務がありますが、この内容は「2.事業の概要(6)機器の保証」に記載されている機器の10年間の保証の範囲内の業務という認識でよろしいでしょうか。 また保証はメーカー保証という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	実施要領	2. 事業の概要 (4) 事業期間 ①	コロナ情勢や、世界的に深刻な半導体不足、サプライチェーンリスク等の影響により、本物件におきましても、生産に遅延が生じる可能性がございます。 メーカー側の生産状況等により納期が間に合わない場合には、契約満了日に開始が遅れた日数分だけ後に変更し、賃貸借期間は変更せず、賃貸借開始日につきまして、別途協議をいただくことは可能でしょうか?	質問内容の事態の際は、賃貸借期間は変更せず、賃貸借開始日について別途協議可能です。
10	実施要領	2. 事業の概要 (4) 事業期間 ③	リース期間は、契約施設毎の工事終了の翌月から10年間とありますが、リース料のお支払いスケジュールはどのようにお考えでしょうか。	リース料については、当月分を翌月末までに支払う「翌月払い」120回となります。
11	実施要領	3. 応募条件 (1) ②	応募者の代表者は、機器のリース及び管理する業者とする。その代表者が市との連絡窓口となり、契約手続きを行い、それぞれの構成員は連携して業務遂行の責を負うものとする。と記載があります。しかしながらリース会社は工事、設計等の業務については業法上において自ら履行はできないため、業法上可能な範囲内での責を負うという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	実施要領	1 3. 企画提案に関する留意事項 (7)	最優秀提案者となれた後、協議事項について合意に至らず、交渉を断念する場合、ペナルティは発生しないでしょうか?	名寄市競争入札心得第19条(入札の辞退)に準じます。そして、随意契約を行うまでの間(本見積書受理後の契約締結まで)は、いつでも入札を辞退することができるため、随意契約の特定者になる前までであれば辞退は可能であり、ペナルティもありません。
13	実施要領	1 4. 契約の締結	リース契約書に指定はございますでしょうか。 又、契約書の条文の変更等については、受託候補者と打合せの上取り決めは可能でしょうか。	契約書は受託候補者決定後に協議の上作成します。 契約書の条文変更等につきましては同様です。
14	実施要領	1 4. 契約の締結 ※所有権の譲渡	無償譲渡条件ということで、固定資産税支払は免除ということでしょうか。(固定資産税はリース料に含まないということでしょうか。)	お見込みのとおりです。
15	仕様書	9. その他 (1)	「本事業の履行にあたり中略・施設の建物及び設備等を破損させた場合は契約当事者の負担により原状回復するものとする」とあります。 機器の設置(工事完了)までに建物及び施設等を破損させた場合は事業者の負担ですが、設置後のリース期間中は貴市の責任という理解でよろしいでしょうか。	仕様書9その他(4)記載のとおり、仕様書に記載なき事項又は内容に疑義が生じたときは、その都度協議し、これを処理するものとしておりますので、設置後のリース期間中における建物及び施設等の破損については、その都度原因等を考慮し、別途協議を行うことが基本的な考えです。
16	その他	危険負担について	物件の危険負担について。 本件の賃貸借の対象物件につき動産総合保険を付保しますが、同保険は地震等の天災地変、その他の不可抗力による物件滅失又は毀損は対象外となっております。その際、貴市に残リース料金額をお支払頂く、若しくは残リース料の負担協議は可能でしょうか。	地震等保険の対象外における物件滅失又は毀損の際の残リース料金については都度協議いたします。